

改正介護保険法により福祉用具貸与価格に関する見直しが実施されます

改正介護保険法（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」）が、平成29年（2017年）5月に成立しました。今回の改正では、「地域包括ケアシステムの強化」を主としつつ、サービス利用者の一部の方がたの3割費用負担等が盛り込まれ、そのポイントは5つの柱で構成されています。

1. 要介護状態の改善などに応じた保険者への財政的な支援
2. 介護療養病床などに代わる介護医療院の創設
3. 障害福祉サービスを一体的に行う共生型サービスの創設
4. 2018年8月から現役並み所得のある利用者の3割負担導入
5. 40～64歳の保険料計算に総報酬割を段階的に導入

福祉用具に着目した場合の改正内容としては、福祉用具貸与価格の見直しがあります。

現在の福祉用具貸与については、貸与を行う業者により、同一商品であっても価格に差が生じていますが、これは仕入れ価格の相違や点検経費等が異なることに起因するものです。

今回の法改正では、この点の見直しを行い、平成30年（2018年）10月から利用者が適正な価格でサービスを受けられるようにする、とされています。

具体的には、国が商品ごとに全国平均の貸与価格を公表し、貸与（レンタル）事業者が福祉用具を利用者に貸与する際には、全国平均貸与価格および事業者設定の価格の双方を提示して利用者に説明することとなります。

なお、機能や価格帯が異なる商品については複数提示すること、とされています。この複数商品提示については、平成30年（2018年）4月から実施するものと予定されています。

また、商品ごとに貸与価格の上限が設定されることとなり、これによって利用者が法外な費用請求をされることの防止につながるとされています。

これらの改正の前提として、平成28年12月9日の社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」として、下記の指摘がありました（ゴシック体での表記部分は本会事務局にて強調）。

II 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。
- この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。
- このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。
- また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるように、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画

書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。

- さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。

具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとするのが適当である。

- また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。

- このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。

また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。

さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

こうした社会保障審議会介護保険部会意見ならびに法改正の内容にもとづき、平成29年7月3日開催の全国介護保険担当課長会議資料（厚生労働省老健局）において、福祉用具・住宅改修にかかる記載部分が次のように記されました。

3. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 福祉用具貸与の見直しについて（資料1）

（中略）

平成29年度予算の編成過程において、貸与価格の上限については「全国平均貸与価格+1標準偏差」とすることとされたほか、その施行日については平成30年10月となった。

さらに、去る6月21日には、社会保障審議会介護給付費分科会においても議論が始まったところである。

これらを踏まえ、現在、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等とも連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めているところである（中略）

② その他適正化に向けた取組について

福祉用具の保険給付の適正化に向けては、

- ・平成21年8月より、保険者が国保連合会の介護給付費データを活用し、同一製品の貸与価格幅等が記載された介護給付費通知を発出することを可能としたほか、
- ・平成26年3月より、公益財団法人テクノエイド協会が国保連合会から種目別の全国平均価格と全国最頻価格（実勢値）の提供を受け、製品情報と合わせてホームページ上で公開する

といった取組を行っているところである。

また、一部の自治体においては、独自に貸与価格を公表するなどの取組を行っている。

各都道府県等におかれては、引き続き、これらの適正化に向けた取組が積極的に行われるよう、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

(2) 住宅改修の見直しについて

昨年12月9日付けで、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、住宅改修の給付のあり方についても、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として盛り込まれた。住宅改修については、工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。

このため、今般の見直しにおいて、

- ・事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材

料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を国が示す・複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャー(介護支援専門員)が利用者に説明する

- ・建築の専門職や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開する

といった取組を進めることとしている。

厚生労働省においては、本年度、老人保健健康増進等事業を活用し、実際の好事例の把握・整理等を行うこととしているので、各都道府県等におかれては、あらかじめ御了解いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

資料1

福祉用具貸与の見直し

見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

○ 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与

○ 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。

○ これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

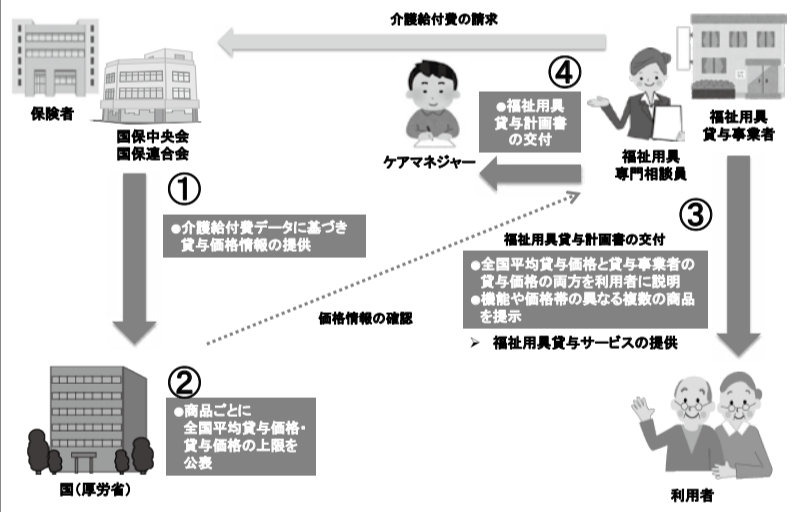
※ 福祉用具…車いす、つる、特殊寝台など

見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定

※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

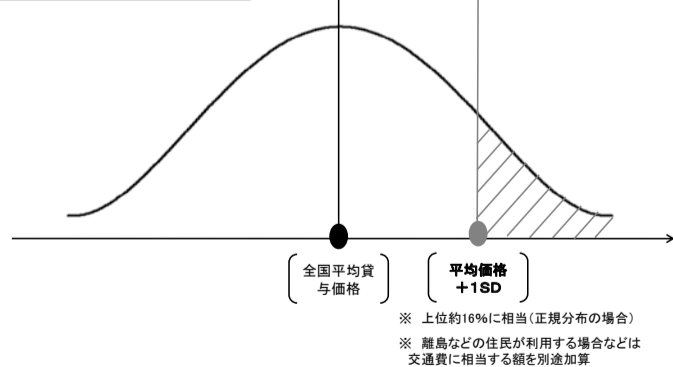
福祉用具貸与の見直しについて(取組のイメージ)



福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



高齢者等の自立支援に資する ロボット介護機器の開発を促進する 「重点分野」が改訂されました

厚生労働省と経済産業省は、ロボット技術の活用により高齢者等の自立支援を実現するべく、「ロボット技術の介護利用における重点分野」(平成24年11月策定、平成26年2月改訂)を改訂し、平成29年10月12日に公表しました。

平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」においては、ロボット介護機器の開発において、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現を掲げるとともに、ロボット介護機器の開発重点分野の再検証を行い、戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させることと謳われています。

平成28年度には介護現場のニーズを反映したロボット介護機器開発の提案内容を取りまとめる「ニーズ・シーズ連携協調協議会」が設置され、介護分野におけるコミュニケーションロボットの活用に関する実証を実施し、新たに開発・実用化を重点的に進めるべきロボット介護機器を明らかにしました。

これを受けて、従前より厚生労働省と経済産業省が策定していた「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂し、1分野5項目を追加し、合計6分野13項目としました。

(※太字箇所が今回追加した新重点分野)

- (1) 移乗介助
 - ・ **ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器**
 - ・ **ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器**
- (2) 移動支援
 - ・ 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
 - ・ 高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器
 - ・ 高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器
- (3) 排泄支援
 - ・ 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ
 - ・ **ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器**
 - ・ **ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器**
- (4) 見守り・コミュニケーション
 - ・ 介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
 - ・ 在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
 - ・ **高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器**
- (5) 入浴支援
 - ・ **ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器**
- (6) 介護業務支援
 - ・ **ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器**

今後、厚生労働省では、開発中の試作器について介護現場での実証、成果の普及啓発などを行い、実用化を促す環境を整備するほか、ロボット介護機器を活用した介護技術の開発を支援していく方針としています。

また、経済産業省では、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構が実施するロボット介護機器開発・導入促進事業において、開発支援を行っていくとしています。

なお、現時点で想定されるスケジュールとして、平成30年春～夏頃には「全国平均貸与価格・上限価格の公表」がなされたうえで、同年10月に「施行」と示されています。